

## 令和7(2025)年度日米交流合同コンサート



令和7(2025)年度日米交流合同コンサート(17日) 集合写真



令和7(2025)年度日米交流合同コンサート(18日) 集合写真

令和8(2026)年1月17日から18日、沖縄サントリーアリーナにおいて、沖縄防衛局主催による「令和7年度日米交流合同コンサート」を開催しました。この事業は、在日米軍の施設及び区域の周辺住民の方々と在日米軍人・軍属及びその家族との相互理解の促進を図ることを目的に、平成20(2008)年度から開催しているもので、コンサート形式での実施は、昨年度に続いて2回目となります。

今回は、日米の学生、陸上自衛隊第15音楽隊、航空自衛隊南西航空音楽隊、米海兵隊第3海兵遠征軍音楽隊の演奏を通じて、日米関係者の皆様の親睦を深めました。

### 目次

### CONTENTS

<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日米交流合同コンサート各団体演奏写真…………… 2</li> <li>◆小泉防衛大臣訪沖…………… 3</li> <li>◆令和8(2026)年度沖縄関係予算政府案…………… 4</li> <li>◆北大東島への航空自衛隊の移動式警戒管制レーダーなどの 配備に係る土地の賃貸借契約について…………… 5</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆普天間飛行場代替施設建設事業について…………… 6</li> <li>◆嘉手納弾薬庫地区における軍道補修について…………… 7</li> <li>◆嘉手納スペシャルオリンピックス大会について…………… 7</li> <li>◆駐留軍施設の用地買収…………… 8</li> <li>◆相続登記の義務化…………… 8</li> </ul>
--	---

# 日米交流合同コンサート各団体演奏写真

合同演奏の様子



(指揮) 航空自衛隊  
南西航空音楽隊



校マーチングバンド Takæesu Elementary



高江洲小学校マーチングバンド

古蔵中学校

Kokura Jr. High School



リュウキュウミドルスター

Ryukyu Middle School



沖縄東中学校

Okinawa Higashi Jr. High School



嘉手納高校・読谷高校 Kadena High School / Yomitan High School



嘉手納中学校

宜野座中学校 Ginoza Jr. High



金武中学校

Kin Jr. High School



名護高校・附属桜中学校 Nago High School · Sakura Jr. High School



# 小泉防衛大臣訪沖



国立沖縄戦没者墓苑での献花の様子

令和8(2026)年1月7日から8日までの間、小泉防衛大臣が就任後初めて沖縄本島を訪問しました。

7日には、国立沖縄戦没者墓苑及び神奈川の塔を訪れ、あらためて先の大戦における凄惨な歴史をふまえ、国民の命と平和な暮らし、そして我が国の領土・領海・領空を守り抜くという、防衛大臣としての使命への思いを強くしました。その後、米海兵隊第3海兵遠征軍司令官(沖縄地区調整官)との面談、キャンプ・ハンセン三連協(金武町長、宜野座村長、恩納村長)との面談及び名護市長・久辺3区長(辺野古区長、豊原区長、久志区長)との面談を行いました。

翌8日には、普天間飛行場の視察、宜野湾市長との面談、嘉手納飛行場の視察、嘉手納飛行場三連協(嘉手納町長、沖縄市長、北谷町長)との面談、うるま市長との面談、那覇港湾施設の視察、那覇基地(海上自衛隊、航空自衛隊)の視察、那覇市長との面談、浦添市長との面談及び沖縄県知事との面談を行いました。小泉防衛大臣からは、各面談の場において、いただいた御要望をしっかりと受け止め、基地負担の軽減が目に見える形で図られるよう、全力で取り組むことを伝えました。



第3海兵遠征軍司令官との面談



キャンプ・ハンセン三連協(金武町長、宜野座村長、恩納村長)との面談



名護市長・久辺3区長(辺野古区長、豊原区長、久志区長)との面談



宜野湾市長との面談



嘉手納飛行場三連協(嘉手納町長、沖縄市長、北谷町長)との面談



うるま市長との面談



那覇市長との面談



浦添市長との面談



沖縄県知事との面談

## 令和8(2026)年度沖縄関係予算政府案

沖縄防衛局に係る令和8(2026)年度の沖縄関係予算政府案は、次のとおりとなりました。

(単位:億円、%)

事 項	令和7年度 予 算 額	令和8年度 予 算 額	対 前 年 度 増 △ 減 額	対 前 年 度 伸 縮 率
1. 基地周辺対策経費	< 432 > 379	< 440 > 414	< 9 > 35	< 2.1 > 9.2
住宅防音	< 132 > 133	< 130 > 132	< △1 > △1	< △1.0 > △0.7
周辺環境整備	< 300 > 246	< 310 > 282	< 10 > 36	< 3.4 > 14.6
2. 補償経費等	< 1,127 > 1,111	< 1,143 > 1,160	< 16 > 48	< 1.4 > 4.4
(1) 施設の借料	1,085	1,105	20	1.9
土地等の借料	1,073	1,085	12	1.1
その他(道路使用等)	11	19	8	72.3
(2) 漁業補償	12	12	0	2.9
(3) その他の補償等	< 31 > 15	< 26 > 43	< △4 > 28	< △14.7 > 2.9倍
3. 基地従業員関係	539	527	△12	△2.2
4. 提供施設の整備	< 51 > 105	< 41 > 83	< △10 > △22	< △19.2 > △20.6
合 計	< 2,148 > 2,134	< 2,152 > 2,184	< 3 > 50	< 0.2 > 2.3

注：1 上段〈 〉内は、契約ベースである。

2 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがある。また、表中における符号「0」は単位未満である。

3 基地周辺対策経費には、米軍再編関係経費(地元負担軽減分)等に計上した経費を含む。

## 令和8(2026)年度米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)【沖縄関係】

(単位:億円、%)

事 項	令和7年度 予 算 額	令和8年度 予 算 額	対 前 年 度 増 △ 減 額	対 前 年 度 伸 縮 率
1 沖縄における再編のための事業	< 2,320 > 1,017	< 3,787 > 955	< 1,467 > △62	< 63.2 > △6.1
(1) 普天間飛行場の移設	< 2,006 > 735	< 3,411 > 718	< 1,405 > △17	< 70.1 > △2.3
(2) 嘉手納以南の土地の返還	< 315 > 282	< 376 > 237	< 61 > △45	< 19.5 > △16.1
2 再編関連措置の円滑化を図るための事業	< 121 > 98	< 55 > 85	< △66 > △13	< △54.4 > △12.8
合 計	< 2,441 > 1,115	< 3,842 > 1,040	< 1,401 > △75	< 57.4 > △6.7

注：1 上段〈 〉内は、契約ベースである。

2 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがある。また、表中における符号「0」は単位未満である。

## 令和8(2026)年度特別行動委員会(SACO)関係経費【沖縄関係】

(単位:億円、%)

事 項	令 和 7 年 度 予 算 額	令 和 8 年 度 予 算 額	対 前 年 度 増 △ 減 額	対 前 年 度 伸 縮 率
1 土地返還のための事業	4	4	0	2.0
2 訓練改善のための事業	0	0	0	△20.8
3 SACO事業の円滑化を図る ための事業	< 4 > 4	< 3 > 3	< 0 > 0	< △9.5 > △11.8
合 計	< 8 > 8	< 8 > 8	< 0 > 0	< △3.4 > △4.6

注：1 上段〈 〉内は、契約ベースである。

2 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがある。また、表中における符号「0」は単位未満である。

## 北大東島への航空自衛隊の移動式警戒管制レーダーなどの 配備に係る土地の賃貸借契約について

令和7年(2025年)12月15日、北大東村と沖縄防衛局との間で、航空自衛隊の移動式警戒管制レーダーなどが配備される土地の使用に関する賃貸借契約を締結しました。

この移動式警戒管制レーダーなどの配備にあたっては、令和3年(2021年)12月、北大東村議会からの「自衛隊誘致」に関する意見書を受け、防衛省は、同地を有力な候補地として選定し、現地調査などを実施してきました。

令和6年(2024年)6月、防衛省は、同村に対して部隊配備の意向を伝え、同年7月、沖縄防衛局による住民説明会を開催しました。その後、鬼塚村長から部隊配備の受け入れ表明があり、今回の契約の締結に至っています。

沖縄防衛局は、この賃貸借契約の締結を受け、速やかに土地造成等の工事に着手し、順次、必要な施設整備を進めていくとともに、引き続き同村と緊密に連携し、部隊の配備を進め、南西地域の防衛体制強化を着実に進めてまいります。



賃貸借契約の締結式の様子

(写真左から2人目)鬼塚三典(おにづか・みつりの)北大東村長  
(同3人目)松島史人(まつしま・ふみと)沖縄防衛局管理部長



北大東島の全景(北大東村より提供)

# 普天間飛行場代替施設建設事業について

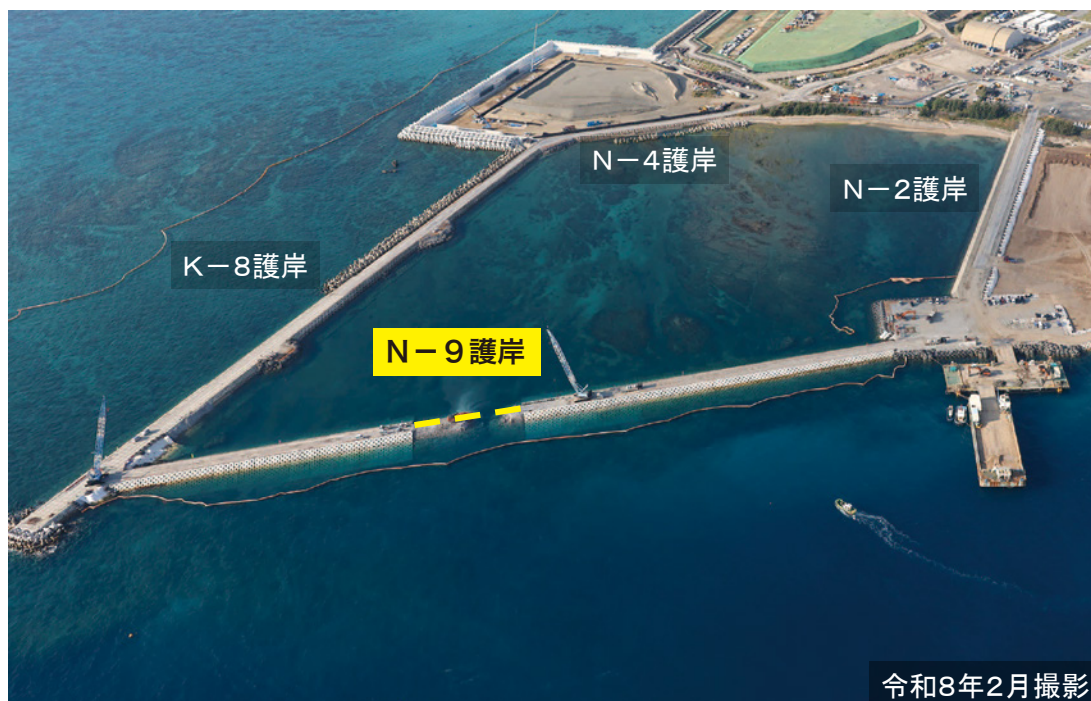
キャンプ・シュワブにおける普天間飛行場代替施設建設事業について、辺野古側においては平成29（2017）年11月から護岸工事に、平成30（2018）年12月には埋立工事にそれぞれ着手し、埋立工事がおおむね完了しています。

また、令和5（2023）年12月に変更承認申請の承認を得たことから、地盤改良工事をはじめとする大浦湾側の工事を進めています。現在、6隻の地盤改良船による砂杭の打設や、A護岸・N-9護岸の施工などを実施しています。また、本年2月にリクレーマ船（※）を導入し、埋立工事の効率化を進めているところです。

引き続き、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現し、そして、基地負担の軽減を図るため、作業の安全に十分留意した上で、関係法令に基づき、自然環境や周辺住民の方々の生活環境にも十分配慮しながら、移設に向けた工事を着実に進めてまいります。

※リクレーマ船：土運船により運搬されてきた土砂をベルトコンベヤ等を用いて揚土する揚土能力の優れた作業船。

## 大浦湾側上空から工事現場を望む



## 嘉手納弾薬庫地区における軍道補修について

嘉手納弾薬庫地区(知花地区)において、一般車両も通行可能な軍道の一部が損傷しており、車両の通行に支障を来しているとして、沖縄市及び周辺住民から補修の要望がありました。沖縄防衛局から軍道を管理する米空軍へ補修を依頼したところ、令和8(2026)年1月、米空軍により道路補修工事が実施されました。沖縄防衛局としては、地域の皆様の声を踏まえ、引き続き生活環境に対する影響の軽減に努めてまいります。



## 嘉手納スペシャルオリンピックス大会について

令和7(2025)年12月6日、米空軍嘉手納飛行場において、嘉手納スペシャルオリンピックス大会が開催されました。

本大会は、沖縄市・嘉手納町・北谷町、県立特別支援学校及び米軍基地内の小・中学校に在籍する障がいのある児童・生徒のスポーツイベントであり、社会理解と認識を高め、米軍関係者及び地元地域住民との相互親善を深めることを目的として、米空軍第18航空団が主催運営しており、今大会で21回目の開催となります。

なお、当日は沖縄防衛局長もアスリートへのメダルプレゼンターを務めました。

今後も、このような大会を通じて日米の友好の輪が広がっていくことを願っております。



開会式で挨拶する第18航空団司令官



大会に参加するアスリート



第18航空団司令官とハイタッチするアスリート

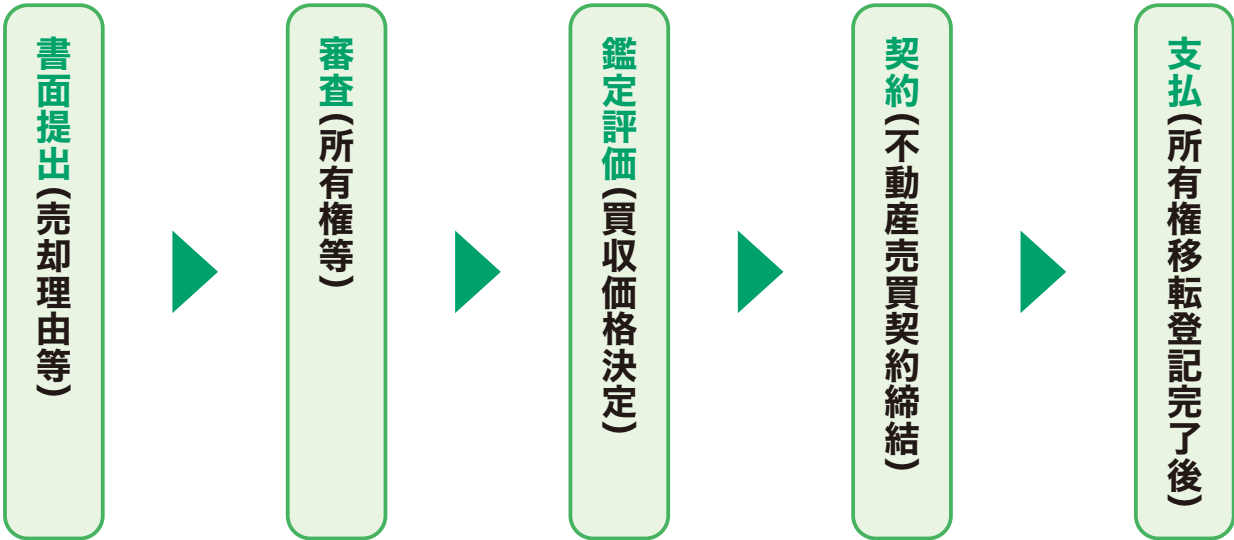
# 駐留軍施設の用地買収

駐留軍施設用地の売却をご検討中の土地所有者の方は、まずは、沖縄防衛局までご一報ください。担当者が親切丁寧に対応いたします。

なお、国への売却では手数料は発生しません。また、適用要件を満たす場合に限り譲渡所得から5000万円まで控除される特例が適用されます。

沖縄防衛局  
管理部

## 取得補償室 098-921-8131 (内線529)



# 相続登記の義務化

令和6(2024)年4月1日より、相続登記の申請が義務化されています。

また、**令和8(2026)年4月1日より、住所等の変更登記の申請が義務化**されます。

沖縄防衛局では、駐留軍施設等に供する用地の賃貸借契約において、登記簿により所有者を確認しておりますが、**正しく登記がなされていないと、賃借料の支払いが遅れる又は債権者不確知により法務局へ賃借料を供託**することとなります。




相続登記や住所等の変更登記の申請方法につきましては、専門家(弁護士、司法書士、土地家屋調査士)にご相談下さい。なお、**申請義務に正当な理由がなく違反した場合は、過料が科される可能性があります**のでご注意ください。




不動産を相続したら  
かならず**相続登記!**  
令和6年4月1日から**義務化**されました

Point  
相続したことを知った日から  
**3年以内に登記!**  
※正当な理由なく義務に違反した場合、  
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point  
**義務化前の相続も対象!**  
※義務化前に相続したことを知った不動産は、  
令和9年3月末までに登記する必要があります。

### 相続登記について知りたいときは

- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「登記申請手続のご案内」(登記手続ハンドブック)を提供しています 
- 全国の法務局では、**手続案内(予約制)**を行っています  
(各法務局の案内については  ) (ウェブ登記手続案内については  )  
こちらから
- **専門家(弁護士、司法書士、土地家屋調査士)に相談**したい場合は、こちら

● 日本弁護士連合会のホームページ(法律相談のご案内) 	● 日本司法書士会連合会のホームページ(登記手続のご案内) 	● 日本土地家屋調査士会連合会のホームページ(表示に関する登記のご案内) 
---	---	--